

模擬裁判 for JSIP2023

# 韓国における知的財産権侵害訴訟

2023年10月17日

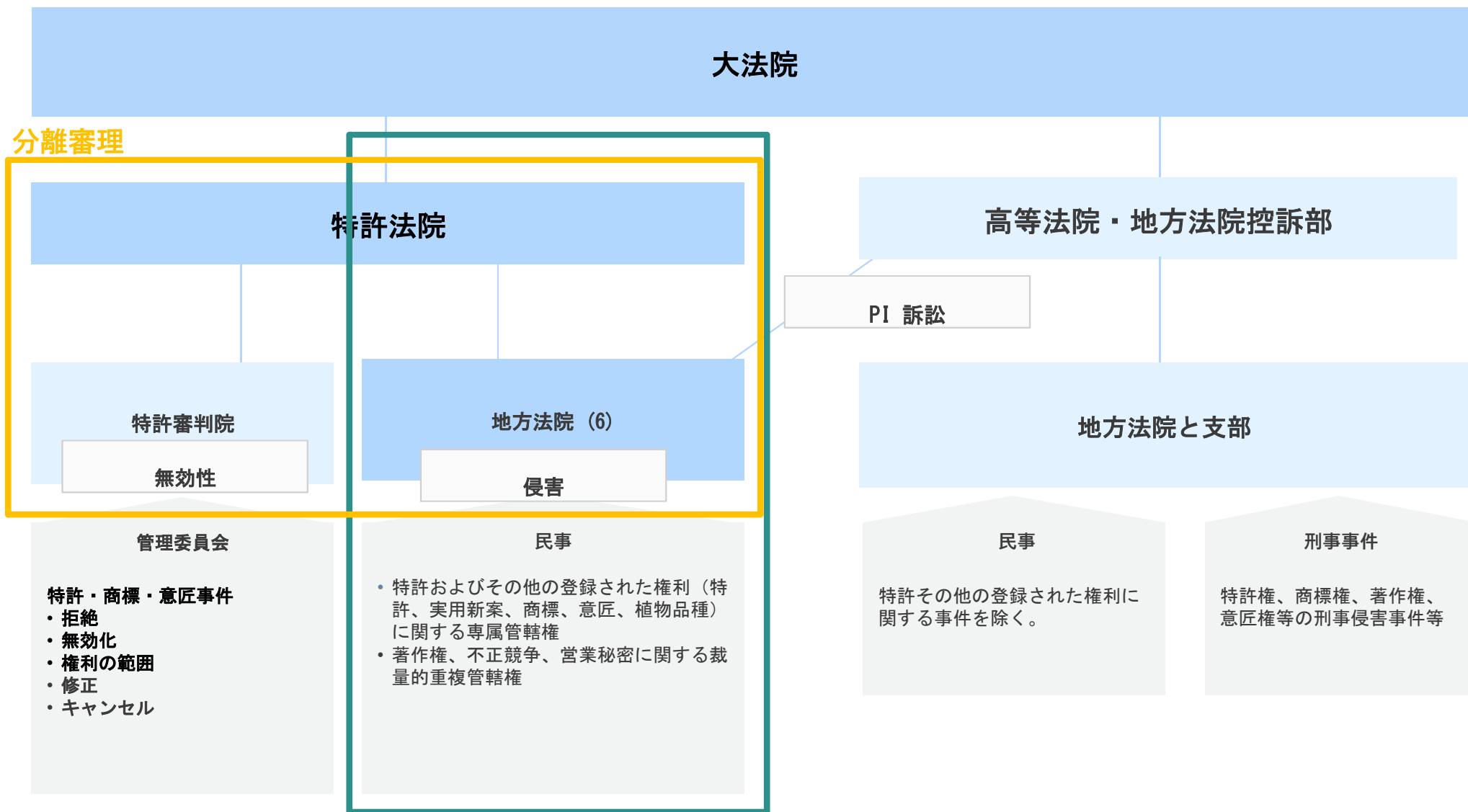
# 目次

- I. 知的財産権侵害訴訟
- II. 電子的事件管理

# I. 知的財産権侵害訴訟



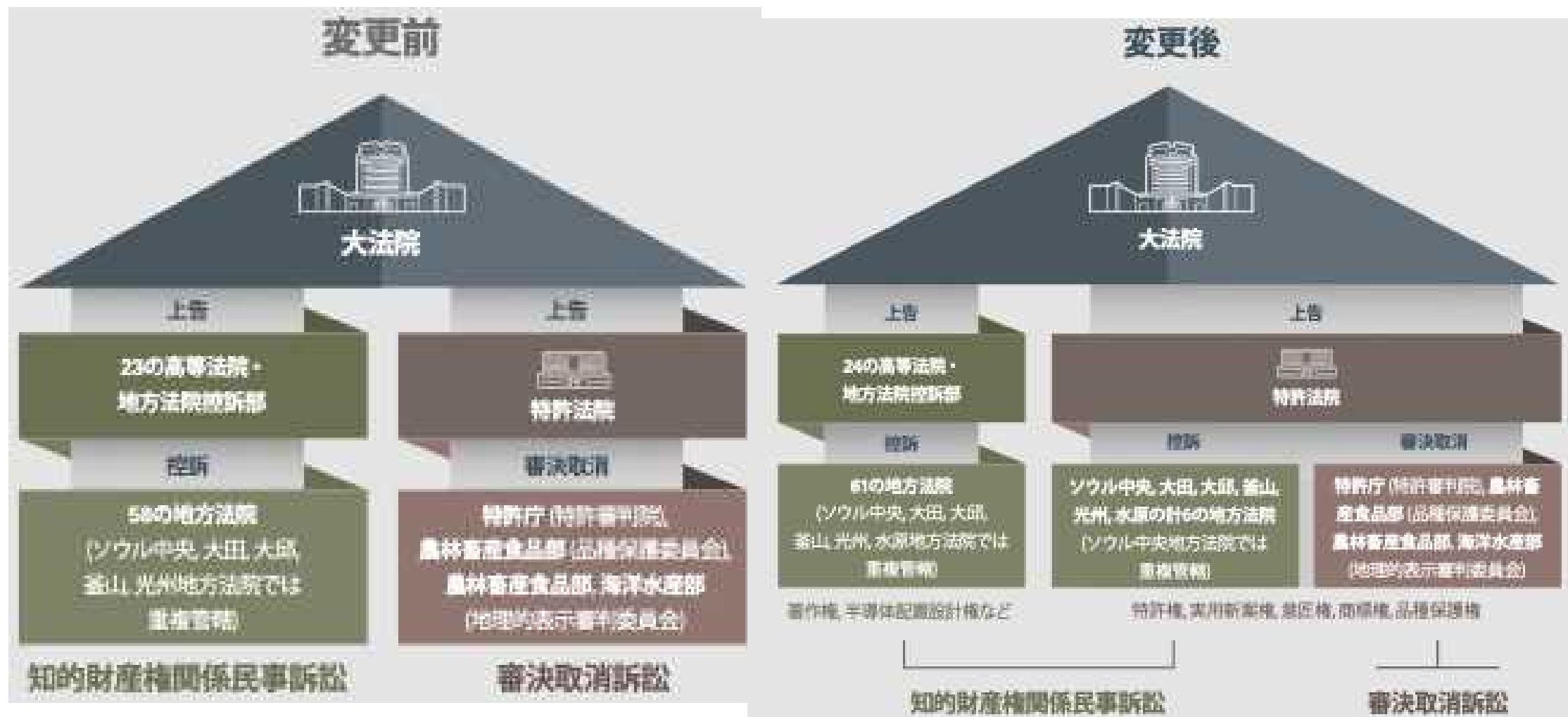
# 知財管轄権の概要



Concentration

# 管轄権の集中 (1/2)

## 知的財産権に関する訴訟の管轄変更



- 2016年1月1日より、民事訴訟法および法院組織法の改正法が施行され、第一審および第二審における特定の知的財産案件の集中的かつ詳細な審査のため、知的財産権の専属管轄が規定された。



# 分離された管轄権

- 特許侵害訴訟と特許無効訴訟の分離

- 侵害: 管轄地方法院 → 特許法院
- 無効: 知的財産審判委員会 → 特許法院

- 法院（裁判所）は、無効審判が進行している間、侵害訴訟において無効に係る問題を審理するか、侵害訴訟を中断するかを選択することができる。裁判所がその裁量で侵害訴訟を進め、特許が明らかに無効であると判断した場合、特許権者による権利濫用を理由に侵害請求を棄却することができる。

- 特許発明を無効とする行政判断が確定する前であっても、当該特許発明が進歩性を欠くとして特許無効審判により無効とされることが明らかな場合には、特段の事情がない限り、当該特許権に基づく差止請求や損害賠償請求は権利の濫用として許されないものと解すべきである。当該請求が権利の濫用であるとの抗弁がなされた場合、特許権侵害訴訟を審理する法院は、請求の当否を判断する前提として、特許発明に進歩性があるか否かを審理判断することができる（最高裁平成22年（行ケ）第95390号同24年1月19日大法廷判決）。

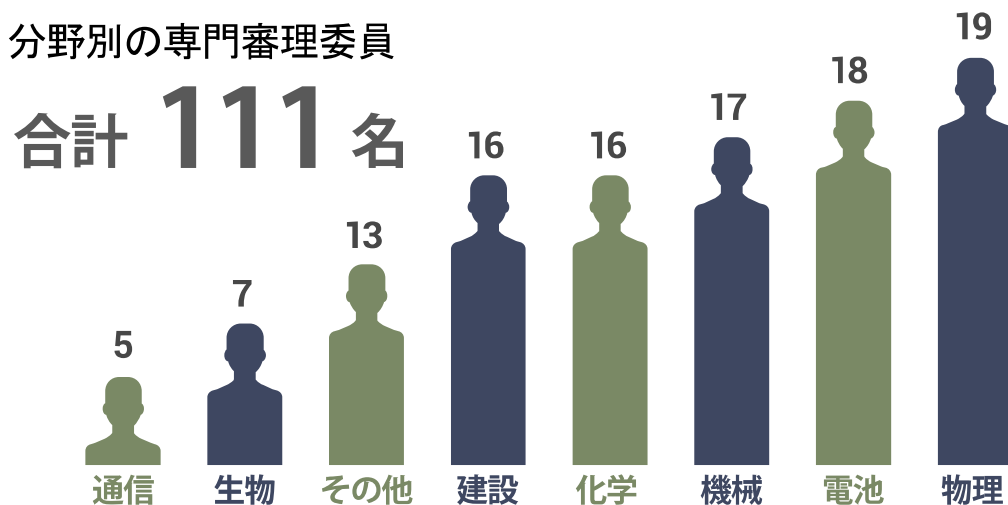
- 必要であれば、特許法院は無効訴訟と侵害訴訟を並行して審理することができる

# 徹底的な審理への取り組み (1/2)

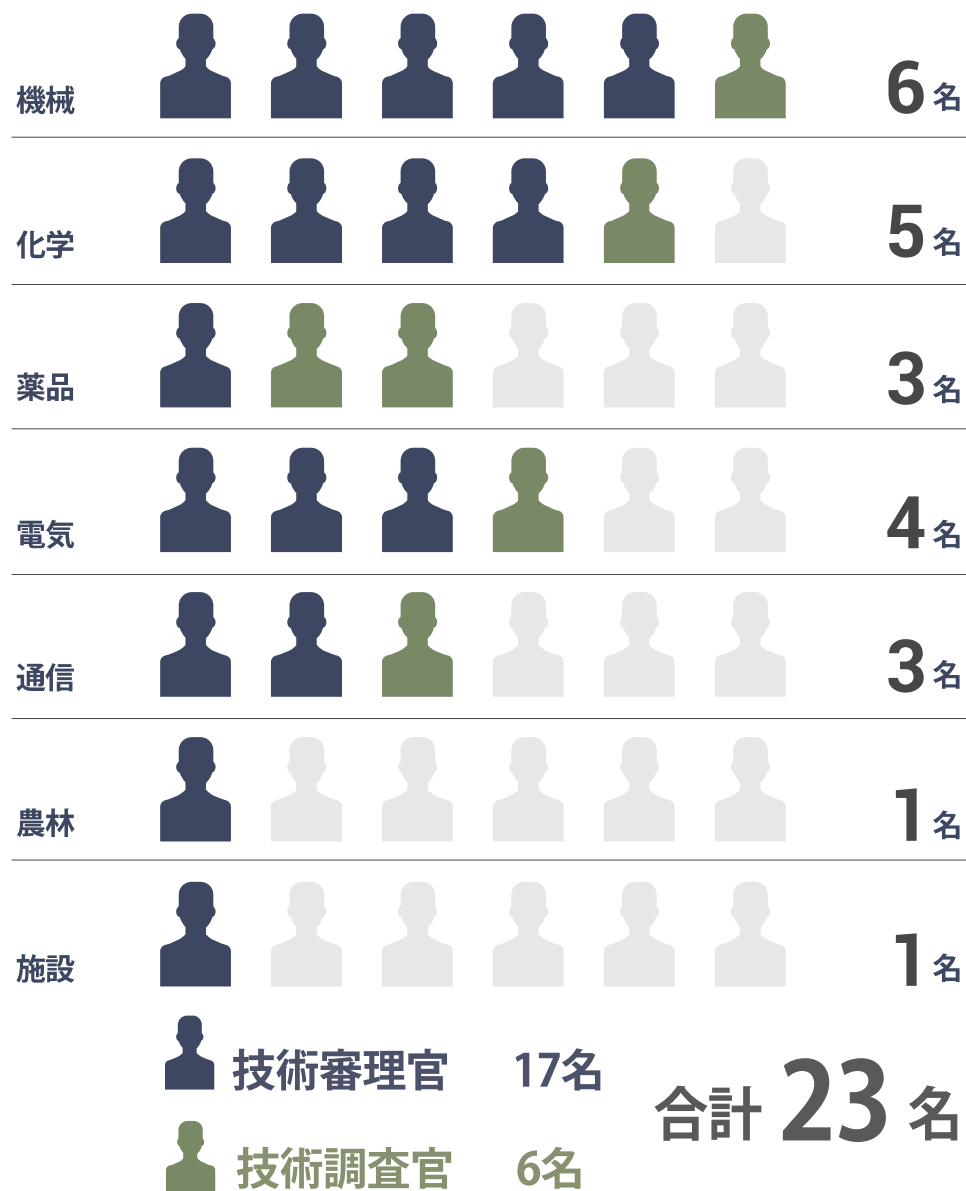
## ■ 技術審理官および調査官

- 機械、通信、電気・電子、化学、医薬、農林、建設などの専門家が、特許訴訟の判断を支援する。
- 原則として、特許、実用新案、意匠、植物品種に関する事件を担当する。法院の要請により、職務発明の対価や、不正競争防止法及び営業秘密保護法に基づく営業秘密に関する事件も審査することができる。

分野別の専門審理委員



技術審査官および調査官の現状 (2020年現在)

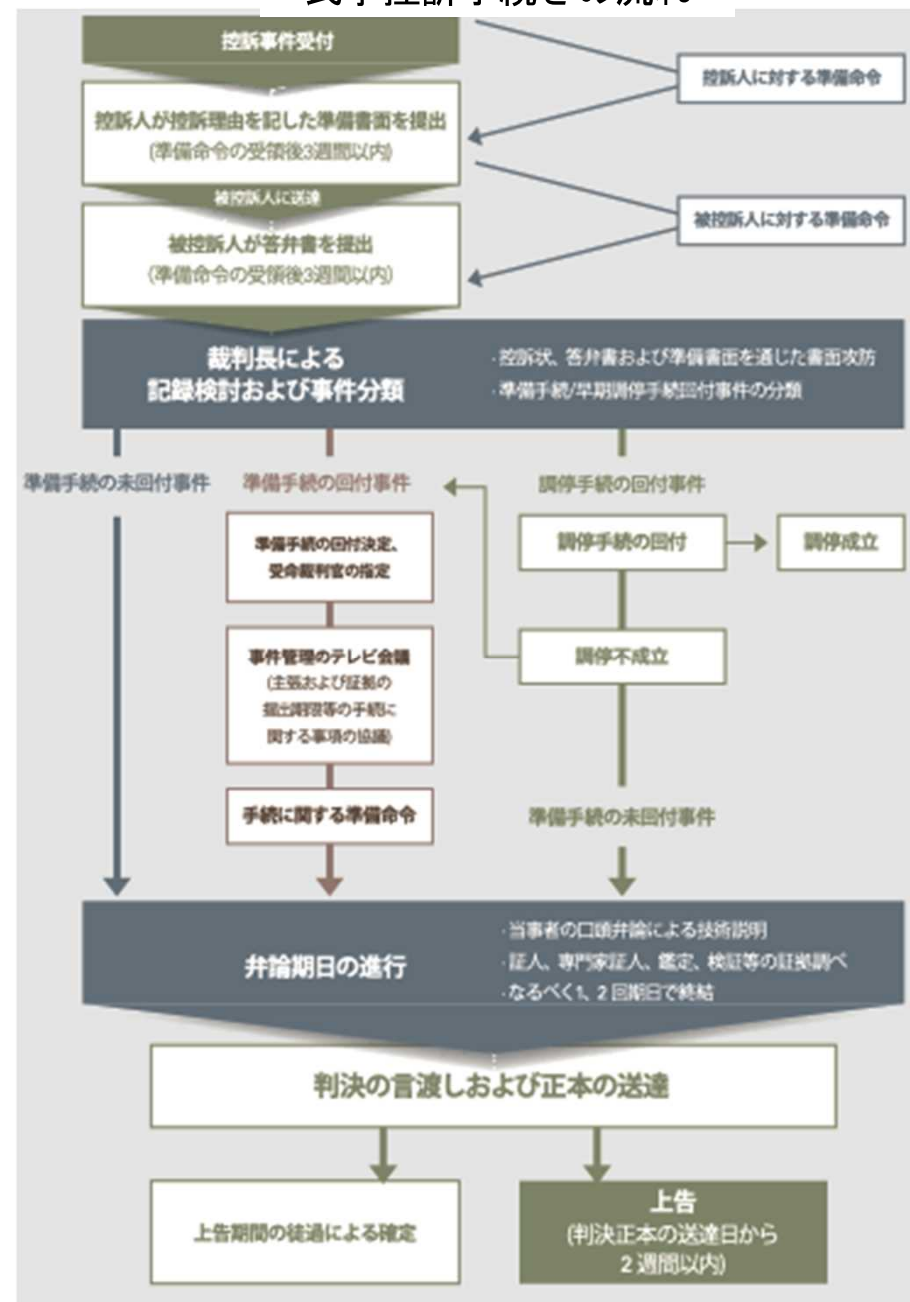




# 徹底的な審理への取り組み (2/2)

- 侵害訴訟における争点ごとの審議
- 各主張や争点について集中的な検討が必要な事件については、法院は当事者と協議し、争点ごとに口頭弁論を行い、綿密な審理を行うことができる。
- 侵害の有無と損害賠償額が争点となる場合、法院はまず侵害の有無を検討し、損害賠償額の審理に移るのが一般的である。

民事控訴手続きの流れ



# 国際裁判部

- 特許法院とソウル中央地方法院は国際裁判部を設置しており、「国際事件」として扱う許可が与えられた事件については、当事者が外国語で口頭弁論をしたり、書類を提出したりすることができる。
  - 訴訟の当事者が外国人または外国企業である場合、重要な証拠を外国語で調査する必要がある場合、その他「国際的」な性質を有する事情がある場合には、国際事件として取り扱われることができる。
- これには相手方の同意が必要である。大幅な遅延が予想される場合には、法院は国際事件としての進行を拒否することもできる。許可の効果は法院の審級の範囲内に限られる。
- 判決は韓国語で下され、韓国語の判決が控訴期間や判決の効力を算定する基礎となる。当事者には外国語による判決の翻訳が渡される。